

合併問題協議会だより 第4号

平成14年12月1日発行 津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会 (☎059-229-3450)

協議会だよりに寄せて

久居市長
池田幸一



協議会の設立以来、調査・研究事業なども順調に推移し、いよいよ法定協議会設立への移行段階を迎えました。今日の社会経済状況は、長引く景気低迷による閉塞感がまん延し、民間企業におきましては、生き残りをかけた厳しい企業間競争が展開されており、自治体におきましても企業経営意識が求められているところであります。このような状況下において、久居市では、積極的に行財政改革を実行し、行政のスリム化などを図ってきました。しかしながら、小規模な自治体における効率的な行政運

営には限界があり、将来にわたる住民福祉の向上と現状の市民サービスの確保を勘案した場合、市町村合併は時代の必然であると考えています。

現在、協議会を構成する市町村は、歴史的・地理的一体感に加え、日常生活において非常に強い連帯感があります。合併により、行政区域が取り払われれば、スケールメリットを存分に発揮できる広域的で一体的な新しいまちづくりの展開が図られ、複雑・多様化する市民ニーズに十分にこたえられる足腰の強い、自立した新しい自治体を築くことが可能となります。

時代の転換期には、迅速で的確な判断が求められます。市町村の合併の特例に関する法律は時限立法であり、残された時間はわずかです。申すまでもなく、市町村合併は、各市町村が自主性を持って住民の合意のもと、主体的に進めなければならず、各地域の歴史ある文化・伝統を守り、次代を担う子どもたちに活力ある地域を創るものでなければなりません。

今後とも住民のみなさんと共に、誠心誠意取り組み、間違いのない合併を実現したいと考えています。

美里村長
黒川和義



本年2月に津・久居・安芸郡・一志郡の11市町村で構成する任意の合併協議会が発足以来、合併に向けての情報交換や調査研究を行っています。美里村においても2月と10月に各集落単位で住民説明会を行い、さまざまな質問や率直な意見をちょうだいし、私としましても住民のみなさんの合併問題への関心の深さを痛感し、責任の重大さを再確認しています。また、村議会においても合併調査特別委員会が設置され、鋭意協議をしています。

美里村は、昭和29年10月の昭和の大合併により3カ村が合併し現在の美里村となりました。それ以後、半世紀

が経過し、産業・経済・文化の広域化や物流の広範化により、住民の通勤・通学はもとより日常生活圏も飛躍的に拡大しています。また、行政においても、津市を中心として消防や広域行政、一部事務組合などで相互協力のもと一体感を持って歩んできた地域でもあります。

今後、高齢化の進展、地方への権限移譲による行政事務の増加、さらに自主財源の不足など、小さな自治体が置かれている状況はますます厳しくなり、質の高い住民サービスを供給し続けることが難しくなってきました。住民説明会では、このような状況も充分にご説明申し上げ、新しいまちづくりの方針にご理解をいただけたものと思っています。

先人たちが守り育ててきた美里村の歴史風土、そして住民の暮らしを、合併後も変わらず守っていくには、住民自治（自治体内自治）の機能を確立し、自分たちにとって何が必要かを地域住民で話し合い、自己決定していかねばならないのです。そのためにも、合併問題は避けて通れない課題であるという認識のもとに、住民のみなさんと膝を交え、「住民合意の新しいまちづくり」の創造に協力して行かなければならないと考えています。

協議会だよりに寄せて

安濃町長
海野 武司



国と地方の役割分担を課題に市町村の在り方、市町村の目指すべき方向が検討されて以来、今日までに幾つかの考え方が示されてきました。その中の1つに、地域住民のみなさんに直接かかわる事柄、すなわち生活環境の整備、保健福祉の充実、教育の充実、産業の振興など生活関連事項は市町村がその仕事を行い、そして、国は外交、国際経済、防衛などの仕事を担う。このような考え方が述べられています。

私は、国と地方の役割分担は、ぜひ必要であると思いますし、そうでなければいけないと考えています。市町村に対する国の関与を少なくし、市町村が自主的に自らの地域を住民のみなさんと共に、つくりあげることが大

切であります。このことは、長年求められてきたものであったことかと思えます。このような状況下で、平成12年4月1日に、地方分権一括法が施行されました。地方分権が法律によって認められたことは、同時に市町村に対して、市町村の在り方をどう考え、どう進めていくかについて議論しなければならないことを提起しています。これまでの国・県への依存体質から脱却して、自主独立の自治体づくりを促しているものかと思えます。

私たちは、地方分権型社会をつくりあげるために、どのような方法で取り組めばよいかを、いま議論しなければなりません。その選択肢の1つが市町村合併です。確かに財政の問題、少子高齢化の問題などありますが、要は、未来に向かって市町村が実質的に自治を進め、住民のみなさんに福祉の水準を維持し、継続できる、そんな責任ある自治体をみなさんが求められているのではないかと思います。それには、一定規模の人口と面積、そして、人的資源をはじめ、その地域を支える産業資源が必要であると考えています。

安濃町においては、このことを踏まえ、町民のみなさんと町の将来について懇談をさせていただき、これからの町づくりの方向を見定めていきたいと考えています。



協議会の開催状況



〔第7回〕（9月30日／河芸町役場）

議 題

- ①補正予算第2号について
- ②まちづくり基本構想中間案について
- ③住民説明会資料について

協議結果

- ①原案可決
- ②中間報告案が示されました。年末には最終報告をします。
- ③住民説明会での配布資料が検討され、一部修正後決定されました。

住民説明会資料は、住民説明会で配布しましたが、都合により参加できなかった人については、各市町村役場合併担当または合併問題協議会事務局（津リージョンプラザ3階）にありますので、お取り寄せください。



第7回合併問題協議会

みなさんから活発なご意見をいただきました。

たくさんの住民のみなさんにご参加いただき、ありがとうございました。

各市町村では、10月から11月にかけて合併問題協議会が作成した資料に基づいて住民説明会を開催し、市町村合併についてのご意見、ご提言をお聞きしました。

主な内容については、次ページで紹介します。



一志町での住民説明会

構成市町村の説明会の開催回数と参加者数

	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	香良洲町	一志町	嬉野町	美杉村
開催回数	25	7	5	5	15	4	2	4	7	7
参加者数	1,166	294	251	93	373	153	204	599	789	364

※白山町は、町内ケーブルテレビで合併に関する内容を放送し、出前トークを実施しました。
12月には公聴会を開催する予定です。

〔第8回〕（11月5日／津市役所）

議 題

- ①合併協議会の設置に関する協議について

協議結果

- ①地方自治法および市町村の合併の特例に関する法律に基づく協議会の設置に関する議案および規約案について説明され、各市町村が12月議会に議案を提案し、全市町村で可決されましたら、来年1月を目途に法定の協議会を設置することが確認されました。

第9回協議会は、12月26日(木)、午後5時から津市センターパレスホール（津センターパレス5階）で開催します。

会議は公開で行いますので、傍聴を希望される人は、当日、直接会場へお越しください。



法定協議会は

9 市町村で

嬉野町と美杉村は、当地区への法定協議会には参加しないとの態度を表明されましたので、2市6町1村（津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町）の9市町村で法定協議会設立の準備に入ることになり、12月議会には、9市町村が法定協議会の設置議案を提出することになりました。

説明会でいただいたご意見には

各市町村の説明会でありました主なご意見とそれに対する回答は次のとおりです。

問 合併により中心部への集中が進み、周辺地域との格差が広がりませんか。

答 合併協議会で地域住民のみなさんのさまざまな意見を反映させながら、市町村間で合併後のまちづくりをどのように進めていくかを話し合い、中心部だけではなく、周辺部のことにも配慮したまちづくりの計画（市町村建設計画といいます）を協議していきます。

また、合併後「地域審議会」を設置することができます。

問 地域審議会とはどのようなものですか。

答 新しい市長に意見の具申を行い、また合併協議会で策定する「新市建設計画」の進捗状況を見極める機関です。この審議会の構成員は、住民の代表などで、周辺部のみなさんの声が行政に充分反映されるように、合併前の旧市町村ごとに設置することができます。

問 各地域の歴史、文化、伝統などが失われていきませんか。

答 昭和の大合併以後も旧の町村の歴史や文化といった地域の特性は現在も引き継がれています。そして、今後も大切にしていかなければならないと考えています。

上記以外にも多数のご意見をいただきました。

今後も合併問題についてみなさんのご意見、ご提言をお待ちしています。

お寄せいただきましたご意見は、津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会ホームページにも掲載しますのでご覧ください。

問 合併に伴い、現在の市町村の役場や支所、運動施設などの利用方法はどのように考えていますか。

答 合併問題協議会が実施したアンケート結果でも、合併に伴い周辺の町村は寂れてしまうという心配の声が聞かれるなかで、現在の役場や施設などの活用方法については、今後十分検討していく必要があります。機能性や効率性を勘案しながらも一体となった形で協議していきたいと考えています。

問 合併はいつごろを予定していますか。

答 合併は、いつまでに実施しなければならないというものではありません。しかし、市町村合併に対する財政面の優遇措置やさまざまな支援策などを定めた「市町村合併の特例に関する法律」の期限が平成17年3月末までとなっており、これ以降の合併には適用しないとされていることから、構成市町村ではこの時期を1つの目安として検討していきたいと考えています。

今後は、来年1月を目途に、法定の合併協議会を設置し、さらに一歩進んだ取り組みを進めていく予定をしています。そして、新市の運営を考慮し、平成17年1月の合併を目途にしています。

問 合併に関する情報の提供が少なくないですか。

答 合併問題協議会では、協議会だよりの発行やホームページなどで合併に関する情報をお知らせしています。また、みなさんのご意見、ご提言を直接聞くため、各市町村で住民説明会を開催してきました。

今後もさまざまな機会を通じて、合併に関する情報をお知らせし、みなさんと一緒になって議論ができるような環境づくりに努めていきたいと考えています。

津・久居・安芸郡・一志郡市町村合併問題協議会

電話 059-229-3450

Eメール gappei@city.tsu.mie.jp

ホームページ <http://www.tsu-gappei.jp/>